

甲府法人会たより



富士川町高下から望む富士山

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



平成 29 年 1 月

第 133 号

題字 芦澤会長

法人会
**消費税期限内納付
推進運動**

平成28年分の所得税の確定申告書の提出は、
**平成29年2月16日(木)から、
平成29年3月15日(水)までです。**

主な内容

新年のご挨拶
法律相談 Q & A
税務相談 Q & A
小学生の税に関する習字展
税に関する高校生の作文



公益社団法人甲府法人会会長
一般社団法人山梨県法人会連合会会長

芦澤 敏久

新年明けましておめでとうございます。皆様方には平成二十九年の新年をご家族お揃いでお健やかに迎えのこととお喜び申し上げます。年頭に当り、私の考えるところの一端をお話いたします。

法人会は税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体であり、その活動の基本は「税に関する活動」と「地域社会貢献」であります。まず、「税に関する活動」ですが、

①各種研修会、セミナーや「法人会たより」などの情報誌を通じて、企業経営に求められる税に関する知識や、情報の提供を充実いたします。

②「税制の提言活動」については、全会員への税制改正に関するアンケート調査のほか、甲府法人会のホームページなどを活用し一般の方々からの意見も反映させ、地元中小企業が元氣の出るような建設的な提言を行います。

③「租税教育活動」については、若い世代の皆さんに健全な納税意識をもってもらうために実施しています。小学校に出向いての「税金教室」をはじめ、恒例となっている「野球教室」「サッカー教室」に加えて、昨年は「ミニバスケットボール教室」を開催し、クイズ形式の「税金教室」を行いました。また、女性部会が中心となり全県下で実施している「税に関する絵がきコンクール」は昨年七百十六点の応募がありました。これらの事業を通じて、本年も多くの

子供たちに「税」について考える機会を提供します。

次に「地域社会貢献活動」ですが、

①山梨県の委託事業である婚活支援事業「やまなし出会いサポートセンター」は、未婚化・晩婚化による人口減少対策として、山梨県法人会連合会が山梨県と協働して取り組んでおり、本年は三年目となります。成婚カップルも昨年迄に十五組誕生しました。今後も、県との協働体制を強化し、センター登録者および成婚カップルの増加に向け、利用促進を図ってまいります。

②女子社員向けの階層別セミナー「女子力パワーアップセミナー」は本年で四年目となります。労働力人口が減少するなか、女性の活躍促進は今日の社会的課題となっており、本年も内容の見直しを図りながら、継続して実施していきます。女子社員対象の企業内研修の一つに加えていただくようお願いいたします。

本年も法人会として、会員や地域のために何をすべきか、あらゆる機会を通じて情報を収集し、議論・検討し、事業化していきます。そして、地域社会における存在感を高めていきたいと思っております。

結びに、皆様方の絶大なご協力をお願い申し上げます。皆様方のご健勝、ご活躍および、事業の益々のご繁栄を祈念いたします。新年の挨拶といたします。

(株式会社山梨中央銀行代表取締役会長)



甲府税務署長

小野 賢二

あけましておめでとうございます。公益社団法人甲府法人会の会員の皆様には、輝かしい新年を健やかに迎えのことと心からお慶びを申し上げます。

昨年中は、芦澤会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、税務行政の円滑な運営に、格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、芦澤会長におかれましては、多年にわたる申告納税制度の発展に向けた活動などのご功績により、国税庁長官表彰を受彰されました。誠にありがとうございます。

貴会におかれましては、「税のオピニオンリーダー」として企業の発展を支援し地域の振興に寄与し国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」の理念の下、各種研修会の開催をはじめ、小学生を対象とした租税教育など、正しい税知識の普及と納税意識の高揚を図るための啓発活動に取り組まれるとともに、富士山クリーン作戦への参加、スポーツ少年団を対象とした各種スポーツ教室の開催、福祉施設での慰問活動など、地域に密着した社会貢献活動を通じて地域社会の健全な発展に貢献されております。このような皆様の熱心な活動に對しまして、心から敬意を表する次第であります。

さて、国税庁の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことにあります。私どももいたしましては、その使命を果たすために、納税者サービスの充実に努めるとともに、

適正な申告を行った納税者の皆様に不公平感を与えないよう、職員一丸となつて、適正・公平な課税・徴収に努めているところであり、公益社団法人甲府法人会の皆様には、今後とも税務行政のよき理解者としてさらなるご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

マイナンバー制度につきましては、平成二十八年分の源泉徴収票への個人番号・法人番号の記載など本格的に運用が開始されます。間もなく所得税等の確定申告期を迎えます。確定申告書への番号の記載とあわせて本人確認(番号の確認と身元の確認)書類の提示又はその写しの提出が必要となります。私ども税務署といたしましては、番号を含む情報管理の徹底を図るとともに、制度の定着に向けさらなる周知と広報に努めてまいりますので、会員の皆様には引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人甲府法人会の皆様のご発展と会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。





山梨県知事

後藤 斎

新年明けましておめでとうございます。公益社団法人甲府法人会会員の皆様におかれましては、ご清栄のうちに平成二十九年の新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、昨年中は芦澤会長をはじめ会員の皆様方には、適正な申告納税の推進にご協力を賜りますとともに、納税思想の普及啓発にも多大な貢献をいただき、心より感謝申し上げます。

昨年は、リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、本県関係者も総勢十四名の選手が出場し、それぞれの活躍が、私たちに大きな感動を与えてくれたことは、記憶に新しいところです。次の東京オリンピック・パラリンピック競技大会においても、素晴らしい活躍を期待するところです。

東京オリンピック・パラリンピックは、本県にとりまして、開催地東京に隣接するアクセスの良さ、美しい自然や多様な文化といった地域の魅力を世界に発信する好機であり、本県の更なる発展が実現できるよう、様々な取り組みを進めて参ります。

また、本年は知事として三年目を迎えることとなります。昨年は、一昨年十二月に策定した「ダイナミックやまなし総合計画」を実行に移す年として、各施策に取り組みを進めました。本年はこれらの取り組みを加速させ、本県の発展に繋

げて参ります。

政策推進にあたっては、財源の確保が不可欠であり、特に自主財源である県税収入は極めて重要でありますので、税収確保対策を最重要の行政施策の一つと位置づけ、市町村と連携した個人県民税の徴収強化や、財産調査・滞納処分等の早期実施による迅速な滞納整理に取り組んで参ります。

今後、納税者の皆様の信頼と期待に応えられるよう、引き続き、公平・公正な税政運営に努めて参りますので、会員の皆様におかれましては、なお一層の協力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、平成二十九年が公益社団法人甲府法人会並びに会員の皆様にとりまして、明るく希望に満ちあふれた一年となりますよう心からご祈念申し上げます。新年のご挨拶といたします。



東京地方税理士会
甲府支部長

堀内 正司

新年明けましておめでとうございます。公益社団法人甲府法人会会員の皆様には、平成二十九年の新春をお健やかに迎えることと心よりお慶び申し上げます。昨年中は、芦澤会長をはじめ役員及び会員の皆様には、税理士会の活動に對しましてご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

税理士会甲府支部は、平成二十七年に支部創立五十周年を迎え、昨年は新たな五十年に向けたスタートの一年を無事に終え、二年目も順調に運営してきているところです。これもひとえに、貴会の会員の皆様が、わたしども税理士会員のクライアントとして活躍されている中で、ご支援ご協力をいただいておりますことと、重ねて御礼申し上げます。

平成二十九年は、「マイナンバー（個人番号）制度」社会保障・税番号制度。実稼働一年目にあたります。

貴会会員の皆様の元には、会社・法人あてに「法人番号」が一昨年の十一月に届いておりますが、平成二十八年一月一日以後開始事業年度の法人税申告書から記載が始まります。また、「個人番号」は、「通知カード」から「個人番号カード」に交換する手順ですが進捗状況は芳しくないようです。とはいっても、この一月から本格的に導入が始まり、税務署や市町村等に提出するものには記載を要するのですが、受給者本人用には記載を要しないことになるようで、同じ様式で

も提出先が異なる場合、マイナンバーを記載してはいけない書面が存在するそうです。取扱いに当たっては「特定個人情報保護」の観点から税理士はもとより企業の皆様にも「安全管理措置」への取組みをお願いいたします。

税理士会と貴会との交流は、新設法人説明会への講師派遣をはじめ、広報誌への原稿依頼、また、双方の総会等でのご挨拶の交換など、税務関連民間団体の中でも深度ある交流・協力をいただいております。さらに申しますなら、貴会における賛助会員制度に税理士会員の中からご協力も取組んでおります。これらも、e-Taxの一層の利用推進に努めるといふ貴会と同一歩調での取組み、個人申告も含めたe-Tax利用促進と税理士の活用を私どもからもご協力をお願いする次第です。

税理士会員は、「研修の義務化」により研鑽をつんでおります。マイナンバー制度、事業承継、相続対策、消費税など。まずは、関与の税理士会員にご相談をお願いいたします。法人会会員の皆様のお役に立てる準備をしておりますので、ご活用ください。よろしくお願いいたします。

結びに、公益社団法人甲府法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄の年になりますようご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

平成二十八年年度

甲府税務署納税表彰式

— 甲府法人会から四名が受彰 —

十一月十二日、平成二十八年年度の甲府税務署納税表彰式がホテル談露館において開催され、多数の来賓・受彰者や税務協力団体の皆様が出席されました。

この表彰は税務協力団体などの活動を通じ、納税意識の高揚、税知識の普及に貢献された方々を表彰することを目的に毎年実施されています。

当会からは、税務署長表彰二名、税務署長感謝状二名の計四名の方々が受彰されました。

受彰された皆様、誠におめでとうございました。

当会からの受彰者は次の通りです。

署長表彰受彰者

副会長

高野 三雄氏

山梨交通株式会社

監事

丸山 正和氏

株式会社コーシン



署長感謝状受彰者

理事

秋山 勉氏

株式会社ホテル舟山

理事

小林 重夫氏

株式会社小林商会



芦澤会長が 国税庁長官から表彰される

十月二十五

日、東京都港区の三田共用会議所において、国税庁長



官表彰が行われ、税知識の普及啓発と税務行政の円滑な運営への多大な貢献への功績から、当会の芦澤敏久会長が国税庁長官表彰を受彰されました。誠にありがとうございました。

税を考える週間

『県民の日』に税の啓発活動

十一月十二日と十三日の両日、小瀬スポーツ公園において開催された『県民の日記念行事』のイベントに当会も参加し、税の社会における役割などについてクイズ形式にて学ぶ「税金クイズ」を実施しました。この活動は毎年『税を考える週間』の活動として、広報委員会のメンバーを中心に参加しており、長坂広報委員長をはじめ、芦澤会長、本会の役員、女性部会から多数のメンバーが活動に参加いただきました。今回は二日間とも晴天に恵まれ、二日合せて目標の約二千名を対象に啓発活動を行うことができました。

同会場には他にも多くの団体のイベントが並ぶ中、法人会のテントは例年同様の賑わいをみせ、クイズに挑戦する中高生や親子連れが大勢集まり大盛況となりました。

今回も「税金クイズ」の賞品として配った法人会オリジナルグッズの蛍光ペンや税の啓発シール付きのノートは大変喜ばれました。

クイズの内容は、「義務教育の九年間に一人の児童や生徒に対していくらくらいの税金が使われているか？」など、税の大切さと税の社会における役割を身近に感じていただく問題としました。「税」に対する関心を高めるとともに、法人会の知名度向上を図る有意義な活動となりました。



税金クイズの答え合わせをする女性部会員

税制改正要望活動

山梨県選出国會議員、山梨県及び管内全自治体に
平成二十九年 度税制改正提言書を提出

全法連理事会において決議された「平成二十九年 度税制改正に関する提言」の実現に向けて、十一月二十一日、山梨県法人会連合会の高野税制委員長（甲府法人会・税制委員長）と税制委員が、山梨県関係の八名の国會議員の各事務所（東京の議員会館）を訪問し、提言書を提出しました。

また十一月九日・十五日には、高野税制委員長ほか甲府法人会税制委員と各支部長に同行いただき、山梨県、甲府市、韮崎市、北杜市、甲斐市、中央市、南アルプス市、昭和町の各首長及び議長に対して提言書を提出しました。

提言に際し、「法人会は、毎年税制改正に関し、政府、政党、関係省庁、地方自治体、議会などに対して建設的な意見を提言し、その実現を願っております。本年も国・地方の徹底した行財政改革の推進と中小企業の活性化に資する税制措置の拡充等の提言を取りまとめましたので、提言の趣旨を十分にお汲み取りいただき、その実現に格別のご配慮をお願いいたします。」と要望しました。

今回の要望の中で、各自治体で、税率を決定できる法人県市町村民税の超過課税について、課税の公平性を欠く安易な課税を行うべきではないこと、財政上の理由から超過課税を行っている場合は増収税額及びその用途をホーム

ページの公開することを要望しました。その結果、甲府市と韮崎市におきましては、増収税額及びその用途が公開され、当会の要望の一部が実現しました。

また十一月九日・十五日には、高野税制委員長ほか甲府法人会税制委員と各支部長に同行いただき、山梨県、甲府市、韮崎市、北杜市、甲斐市、中央市、南アルプス市、昭和町の各首長及び議長に対して提言書を提出しました。

提言に際し、「法人会は、毎年税制改正に関し、政府、政党、関係省庁、地方自治体、議会などに対して建設的な意見を提言し、その実現を願っております。本年も国・地

山梨県選出国會議員に対する要望活動

実施日▶平成28年11月21日

要 望 活 動 先			
議員事務所名			面接者氏名
衆議院議員	中島 克仁	事務所	山本 健 秘書
衆議院議員	長崎幸太郎	事務所	伊藤 宗孝 秘書
衆議院議員	中谷 真一	事務所	中谷 真一 衆議院議員
衆議院議員	宮川 典子	事務所	宮川 典子 衆議院議員
衆議院議員	堀内 詔子	事務所	堀内 詔子 衆議院議員
衆議院議員	小沢 鋭仁	事務所	柴田 寧 秘書
参議院議員	森屋 宏	事務所	漆原 大介 秘書
参議院議員	宮沢 由佳	事務所	山根 陸弘 秘書

地方自治体に対する要望活動 実施日▶平成28年11月9日・15日

要 望 活 動 先				
対象自治体名	面接者の氏名及び役職名		対象自治体名	面接者の氏名及び役職名
山梨県	保坂 陽一	税務課長	甲斐市	保坂 武 市長
	佐野 光一	県議会事務局長		小浦 宗光 市議会議長
甲府市	樋口 雄一	市長	中央市	田中 久雄 市長
	古屋 昭仁	市議会事務局長		名執 義高 市議会議長
韮崎市	内藤 久夫	市長	南アルプス市	金丸 一元 市長
	西野 賢一	市議会議長		石川 壽 市議会議長
北杜市	白倉 政司	市長	昭和町	志村 武夫 副町長
	高橋 一成	市議会事務局長		三井 猛 町議会議長

各小学校での「税金教室」の様子



中央市・玉穂南小学校



甲斐市・敷島北小学校



韮崎北西小学校

当会では、次代を担う児童に対し租税の意義や役割を正しく理解してもらうため、小学校高学年を対象に『税金教室』を行っています。十一月十六日に中央市の玉穂南小学校、同月二十一日に甲斐市の敷島北小学校、十二月十九日に韮崎市の韮崎北西小学校と南アルプス市の落合小学校、同月二十日は再び落合小学校（この日のみ五年生が対象）において開催しました。

各小学校においては青年部会及び女性部会の役員がそれぞれ講師を担当しました。教室の内容は、税金についてのクイズを出題しながら、児童にとって一番身近な税金である消費税についてわかりやすく説明し、「税金が社会において何のために必要なのか、税金が無いとしたら自分たちの生活はどのようなになるのか」などについて、ビデオも使用しながらわかりやすく解説しました。



南アルプス市・落合小学校

し、児童達に大変喜ばれました。甲府法人会では今後も積極的に租税教育活動に取り組み、特に小学生を対象とした『税金教室』の開催に力を入れていく方針です。

税金教室

法人会役員が講師を務める

女性部会員から
寄せられた
浄財を寄託

社会貢献の一環として女性部会では、年間を通じて行事開催の際に募金活動を行い、部会員から多くの浄財が寄せられました。寄せられた浄財は十二月二十七日に深澤女性部会長、岸本監事がテレビ山梨を訪問して、一般財団法人テレビ山梨厚生文化事業団（金丸康信理事長）に寄託しました。



金丸理事長に浄財を渡す深澤女性部会長と岸本監事

「少年野球・税金教室」を開催 現役のプロ野球選手が講師を担当

十二月十日、南アルプス市櫛形総合公園野球場において、管内の三十二の少年野球チームの選手約五百名参加のもと、甲府法人会主催「第8回少年野球・税金教室」を開催しました。この活動は社会貢献活動の一環として、子供たちに夢を与えるとともに青少年の健全な育成と税の啓発を目的とし、青年部会の運営協力のもとに毎年開催しています。

今回も野球教室に入る前に税の啓発活動としてクイズ形式の『税金教室』を行い、子供たちにも身近な消費税など、税の社会における役割や大切さを楽しく学んでもらいました。

野球教室においては、例年講師を務めていただいている元日本航空高校野球部監督の伊藤雄波氏をはじめ、東京読売



税金教室



田原投手のピッチング



寺内選手



渡邊選手のランニングの指導



高橋選手のバッティングの指導

ジャイアンツの寺内崇幸選手と田原誠次選手、中日ドラゴンズの高橋周平選手、北海道日本ハムファイターズの渡邊諒選手（高橋選手と渡邊選手はともに東海大甲府高校出身）の四選手が、バッティング・ピッチング・守備におけるプロ野球選手の一流プレーを子供たちの間で披露していただきました。高橋選手と渡邊選手の豪快なホームラン、田原投手の力強い速球、四選手の華麗な守備に参加者は驚きと歓声をあげていました。

後半の技術指導では、四人のプロ選手がバッティング・ピッチング・守備・ランニングにおける基本の技術などを指導しながら、子供たちとプロ野球選手が楽しく触れ合う場面が多く見られました。野球教室の後、初めての試みとしてプ

ロ選手への質問の時間を設け、プレー技術向上のための質問や野球以外の質問もあり、興味深い話を聞くことができました。またプロ選手のサイン入りグッズが当たる抽選会も行い、なかにはプロ選手本人が使用したスパイクやバットなどが景品として提供されるサプライズもあり、当選番号が発表されるたびに、球場は大きな歓声に包まれました。

参加チームからは「また開催してください。」と多くの意見をいただくことができ、今回八回目を迎えた「少年野球・税金教室」は大変な盛り上がりのなか無事終了しました。

「女子カパワアップセミナー」 本年度最終回

— 甲府法人会の会員も参加 —

● 山梨県連主催 ●

十一月十六日、山梨県連主催の今年度第三回（最終回）「女子カパワアップセミナー」が甲府法人会館において開催され、甲府法人会の会員企業からも女子社員が参加しました。

最終回は管理職社員を対象に講演とリーダーシップ・コーチングスキル向上を図る研修が行われました。講演は山梨県県民生活部県民生活・男女参画課の三井薫課長が女性管理職の立場から女性リーダーとしてのあり方などをお話しされ、参加者は熱心に耳を傾けていました。

次年度の同セミナーも甲府法人会から多数の女子社員に出席いただけるよう呼びかけをしていく方針です。



講演される三井課長



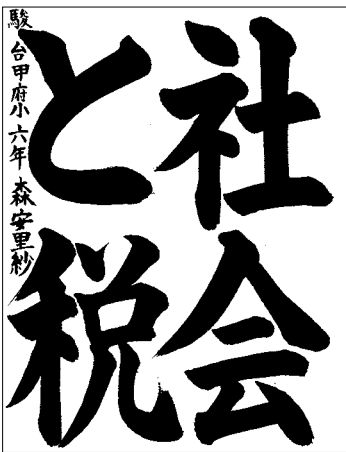
「小学生の税に関する習字展」

主催:甲府市租税教育推進協議会・公益社団法人甲府法人会

租税教育の一環として、次代を担う児童に、税に対する関心を高め、将来の理解ある納税者を育成することを目的に実施し、甲府市内の28の小学校より1,687点の応募がありました。選考の結果、優秀作品に選ばれた作品をご紹介します。

(敬称略)

最優秀賞 甲府市長賞



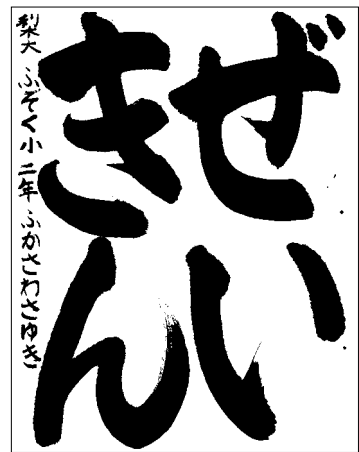
駿台甲府小6年 森 安里紗

小学五・六年生の部



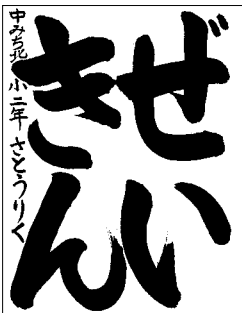
中道北小4年 樋泉 七海

小学三・四年生の部



山梨大学教育学部附属小2年 深澤 紗雪

小学一・二年生の部



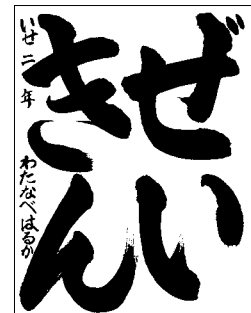
小学一・二年生の部
中道北小2年 佐藤 凜空

優秀賞 甲府税務署長賞



小学一・二年生の部
山城小2年 堀井 日菜子

優秀賞 甲府法人会会長賞

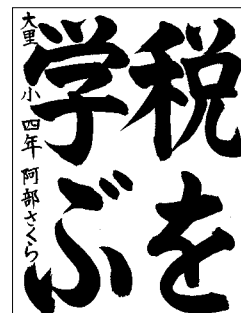


小学一・二年生の部
伊勢小2年 渡邊 美華

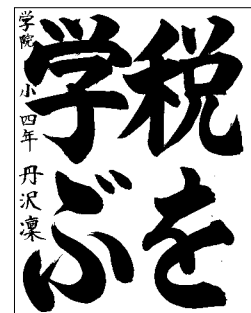
優秀賞 甲府市教育長賞



小学三・四年生の部
伊勢小3年 渡辺 さづか



小学三・四年生の部
大里小4年 阿部 さくら



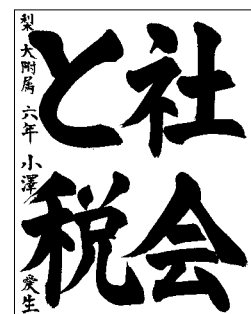
小学三・四年生の部
山梨学院小4年 丹沢 凜



小学五・六年生の部
玉諸小5年 荻野 蒼依



小学五・六年生の部
伊勢小5年 渡邊 千華



小学五・六年生の部
山梨大学教育学部附属小6年 小澤 愛生

優秀賞 東京地方税理士会甲府支部長賞

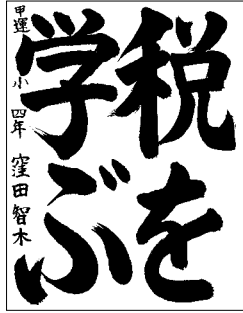
小学一・二年生の部

中道北小1年 渡辺 菜月



小学三・四年生の部

甲運小4年 窪田 智木



小学五・六年生の部

甲運小6年 大村 彩葉



優秀賞の贈呈式(伊勢小学校)



優秀作品の展示
(甲府駅北口ペDESTリアンデッキ)

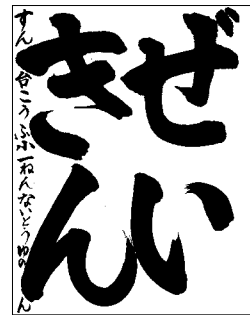


作品の審査会

優秀賞 山梨日日新聞社賞

小学一・二年生の部

駿台甲府小1年 内藤 優音



小学三・四年生の部

中道北小3年 松村 寧大



小学五・六年生の部

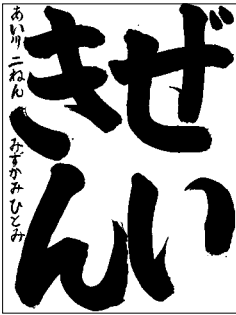
玉諸小6年 大沼 凛



優秀賞 甲府税務署管内納税貯蓄組合連合会会長賞

小学一・二年生の部

相川小2年 水上 瞳美



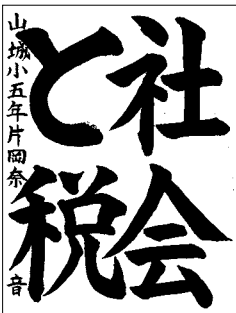
小学三・四年生の部

駿台甲府小3年 角田 蘭璃



小学五・六年生の部

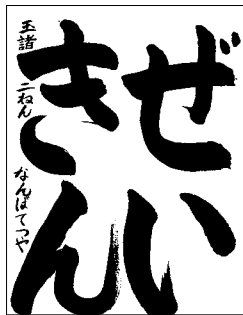
山城小5年 片岡 奈音



優秀賞 山梨放送賞

小学一・二年生の部

玉諸小2年 難波 哲也



小学三・四年生の部

中道北小3年 望月 美弥



小学五・六年生の部

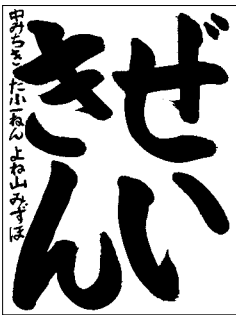
玉諸小6年 中川 樹里亜



優秀賞 テレビ山梨賞

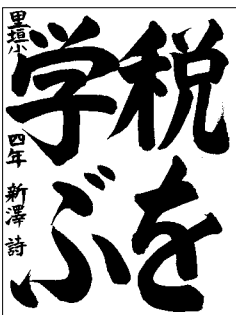
小学一・二年生の部

中道北小1年 米山 瑞穂



小学三・四年生の部

里垣小4年 新澤 詩



小学五・六年生の部

駿台甲府小5年 萩原 理音



法律相談

非公開株式と代償分割



古屋法律会計事務所

弁護士

古屋

俊仁

Q

当社は初代社長が設立し、その長男が2代目社長となり、同人の長男が3代目社長となりましたが、その3代目社長が平成24年6月3日に死亡したため、現在は3代目社長の妻が社長を務めています。Xが当社の株式の約70%を所有していましたが、平成26年1月10日死亡しました。Xには相続人として同人の子BCDEと先に死亡した3代目社長の子Aがいます。Xの遺産は預貯金1,000万円と当社の約70%の株式約9,000万円の約1億円です。Xの遺産の当社の株式を誰が取得するかによって当社の経営権はAに帰属することにならないかも知れません。当社の株式は譲渡制限が規定された株式であり、BCDEは当社の経営にかかわっていません。どのようにするのがいいのでしょうか。

A

1. 遺産は相続人全員の協議によつてその帰属が確定します。これを遺産分割協議といえます。遺産分割の協議がでないときは、家庭裁判所に遺産分割の調停を申し立て、そこで協

議しますが、それでも決まらないときは家庭裁判所の審判によつて決定します。
2. 遺産分割協議や調停の協議は法定相続分に拘束されることなく相

続人全員の合意によつて自由に遺産の帰属を決めることができます。相続人の1人がすべての遺産を取得するという協議でも有効にすることがあります。しかし、審判においては法律の規定に基づき分割の審判をすることになります。その場合、すべての遺産を法定相続分の持分による共有にするということも考えられますが、それではその後共有物の分割の協議をしなければならず、それが成立しないときは共有物の分割の裁判をしなければなりませんので解決にならないこととなります。そこで、民法906条は「遺産に属する物又は権利の種類及び性質、その他一切の事情」を考慮し、法定相続分を前提にして遺産の種類等に依つて分割すると規定しています。その際、法定相続分を超えて取得することになる相続人に法定相続分に満たない遺産の取得者に対し法定相続分との差額を調整するため金員の支払を命ずることにあります。

の遺産分割においても有効にすることがあります。

この金員を代償金といい、この代償金がある遺産分割を代償分割といえます。この代償分割の方法は、審判の場合に限らず審判以外

3. 代償分割が合理的だとされる典型的なものは、①農業を家業としていた場合農地をすべて農業を引き継ぐ相続人に取得させ、その相続人に代償金を支払わせる場合、②遺産の大部分が住居であり、それを分割すると意味をなさない小さな面積になってしまうようなとき、その住居を使用する相続人に取得させ、その相続人に代償金を支払わせる場合です。これらは、「遺産に属する物又は権利の種類及び性質、その他一切の事情」を考慮したものであり、そのような分割は上記の民法906条の規定に根拠がありかつ適切なものと解されています。

4. では、本件の株式は上記の農地や住居と同様に解することができるでしょうか。それができるとすれば本件のAは代償金が準備できれば当社の経営権は承継することができます。本件の内容と同様な事案の審判事件がありました。平成26年1月15日決定の東京高裁の事件です。原審の裁判所はこ

の株式についてこれをすべて本件でいうAに取得させるべき事情は認められないとして、農地や住居と同様に扱わず、法定相続分での分割の審判をしました。

これに対し、東京高裁は次のように判示しました。「この株式の発行会社は、非公開会社であり、その株式を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するとして、株式の譲渡制限を設けていること、本件のXが死亡した時点の株主は10名であり被相続人の親族がその大半を保有していたことなどから、当会社は典型的な同族会社である。そのような会社の経営の安定のためには、株主の分散を避けることが望ましいということができる。このことは会社法174条が株式会社は相続によりその譲渡制限株式を取得した者に対して自社に当該株式を売り渡すことを請求できる旨を定款で定めることができる」と規定し、また中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律が、旧代表者の推定相続人は、そのうちの1人が後継者である場合には、その全員の合意をもって、書面により、当該後継者が当該旧代表者から贈与等

により取得した株式等の全部または一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないことを合意し、家庭裁判所の許可を受けた場合には、上記合意に係る株式等の価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないものとする」と規定していることなどに表れている。これらの規定は、中小企業の代表者の死亡等に起因する経営の承継がその事業活動の継続に悪影響を及ぼすことを懸念して立法されたものであり、そのような事情は、民法906条所定の「遺産に属する物又は権利の種類及び性質、その他一切の事情」に当たるといふべきであるから」と述べ、本件のAに株式をすべて取得させ代償金を支払わせる代償分割が認められるとして、Aにこの株式をすべて取得させる遺産分割の審判をし、原審の審判を変更しました。

5. 中小企業の株式の相続に関して、この東京高裁の判断は極めて重要な意味を有しているので紹介し、参考に供することにしました。

消費税期限内納付 推進運動実施中!



- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※1)。

消費税には
申告・納付期限^(※2)が
あります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回 (確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回 (確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回 (確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回 (確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)

※1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
 ※2 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
 ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
 ※4 直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税を含まない年税額)が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

税務相談

区分所有登記と

住宅ローン控除



東京地方税理士会甲府支部

税理士 小笠原 光規

このたび、銀行借入金で自宅兼アパートを購入しました。私も住宅ローン控除を受けることができますか？

A 自宅兼アパートであっても住宅ローン控除の適用を受けることができますが、住宅ローン控除の適用要件と控除を受ける金額の計算に注意が必要です。

1. 住宅ローン控除の要件

住宅ローン控除を受けるためには、主に次の2つの要件を満たしている必要があります。

- ・(住宅を新築または取得する際の要件)
- ・国内に建築された家屋であること
- ・家屋の床面積が50平米以上であること
- ・家屋の床面積の1/2以上を専ら居住用自宅として使用すること
- ・返済期間10年以上の借入金等で取得

したこと

- ・取得後6カ月以内に入居すること
- (住宅ローン控除を受けようとする各年ごとの要件)
- ・適用を受ける各年の年末時点でその住宅に居住していること
- ・合計所得金額(損益通算直後の所得)が3,000万円以下であること

2. 住宅ローン控除を受けられる「住宅」に該当するか

先のように住宅ローン控除の要件はいくつかありますが、その中でも、購入しようとしている住宅が、「住宅ローン控除を受けられる住宅」に該当するかは最重要ポイントです。住宅を借入金で取得したら当然住宅ローン控除を

受けられるものと思ってしまうがちですので注意が必要です。

(国内の家屋で床面積が50平米以上)

もともと国内住宅産業後押しの方策でもありましたので、国内家屋に限定され、また、一定規模の住宅普及の目的から、床面積が50平米以上の家屋を対象としています。

(中古住宅の場合)には、経過築年数が要件を満たすか、満たさない場合には耐震基準適合証明書があるか)

経過築年数の要件は非耐火建築物20年、耐火建築物25年であるもの。築年数が経過した中古住宅について住宅ローン控除を受けようとする場合には、売買契約の「前」に「耐震基準適合証明書」等を取得して、取得時点での耐震基準適合が証明されている必要があります。売買契約後では原則手遅れですので事前の確認が必要です。

(1/2以上が居住用かどうか)

家屋の一部が店舗というような場合でも、その家屋床面積の1/2以上の部分を居住用として使用している場合には、全体のうち居住用自宅部分については住宅ローン控除を受けることが可能です。

その際には、借入金等の年末残高のうち、床面積で按分して居住用部分の床面積に対応する金額だけを住宅ローン控除の計算対象とします。

しかしながら、自宅兼アパートである場合、アパート部分が家屋床面積の過半となる場合が多く、その場合には居住用自宅部分が家屋床面積の1/2以上ではなくなるため、一切の住宅ローン控除を受けることができません。

3. 区分所有登記が活用できます

そのような自宅兼アパートである場合には、「区分所有登記」によって居住用自宅部分とアパート部分を分けることが有効です。区分所有登記された居住用自宅部分は単独で1つの家屋と考えますので、居住用自宅部分の床面積が50平米以上であれば、家屋床面積全体の過半がアパートであっても、居住用自宅部分について住宅ローン控除を受けることができます。

ただし、借入金等の年末残高について居住用自宅部分に対応する金額だけが住宅ローン控除の計算対象となることは同様です。

なお、アパートローン等の借入金の場合、申告に必要な「住宅借入金等残高証明書」の郵送がないことがありますが、金融機関等に依頼すれば所定の様式での借入金等残高証明書を発行してもらうことができます。

区分所有登記のためには、測量登記費用や名義変更手続きが増加する等のデメリットもありますので、税額控除メリットと比較のうえご検討ください。

平成二十九年の

県内経済の展望

山梨中銀経営コンサルティング株式会社
経済調査部 部長 岡本新一

昨年の県内景気を振り返りますと、横ばい圏内での推移となり、製造・非製造業ともに力強さを欠きました。製造業では、機械工業の一部に好調な動きがみられた一方、地場産業は国内需要の伸び悩みや輸入品との競争激化等を背景に、総じて厳しい状況が継続しました。非製造業では、公共、民間工事ともに低水準で推移した建設業で厳しさを訴える声が多く聞かれたほか、消費マインド改善の遅れから小売業でも売上が伸び悩みました。また、これまで好調に推移してきた観光関連産業においても、外国人観光客数に増勢鈍化がみられました。

今年の景気を展望しますと、国内景気は、企業収益の堅調さが雇用・所得環境の改善や設備投資の増加を促し、横ばい圏内から抜け出し持ち直しへ向かうことが期待されます。県内景気も、基本的には国内景気に連動して持ち直しに向かつていくものと期待されます。ただし、国内全体と違い、オリンピック関連の恩恵に多くを期待し難いほか、国内景気を牽引する大手企業の業績改善が県内企業に波及するのにタイムラグがあることから、国内と比べると、やや緩慢な動きとなることが予想されます。

項目別にみますと、個人消費は、雇用・所得環境の改善に伴い緩やかに持ち直し直していくとみられます。当面は年前半の企業業績と夏季賞与の支給動向に注目していく必要があります。

設備投資も、緩やかに持ち直していくとみられます。なお、「県内企業経営動向調査」（山梨中央銀行）

の平成二十八年度下期（二十八年十月～二十九年三月）の設備投資計画においても、実施予定率や投資額に前向きな姿勢が窺われます。

生産面は、機械工業で半導体・液晶製造装置の受注・生産が好調を継続するものと見込まれます。県内企業からは「少なくとも三月まではフル稼働が続き、それ以降も高水準で推移する見通し」との声が聞かれます。一方、宝飾、ワイン、ニット、織物などの地場産業においては、国内需要の伸び悩み、輸入品との競争激化などから、総じて厳しい状況が続くと見込まれます。ただし、競争力のある高級品や顧客ニーズを捉えた自社ブランド商品の開発・提供などに注力することで、需要を取り込むチャンスは広がっていくものと思われれます。

観光関連は、中国人など外国人観光客の動向が注目されます。当面は春節の予約状況が注目されますが、ドル・円、ドル・元相場の動向が大きな影響を与えると考えられます。

さて、陰陽五行によると、平成二十九年は、「丁酉（ひのと・とり）」にあたります。「丁」は、季節でい

えば四月から五月にかけて、春から伸びてきた陽気がいよいよ盛んになってくる時期ですが、盛んになった陽気が少しずつ下降線をたどり始めてくることも意味しています。また、「酉」は、果実が成長の極限に達した状態、新しい勢力が台頭してくる状態を示しています。このため、「丁酉」は、「これまで大事に進めてきた活動の成果を得るとともに、それに満足することなく新しいことに挑戦する転機の年」ということになるでしょうか。

酉年は、古来より革命の年と言われています。これに先立つ平成二十八年は、英国のEU離脱やトランプ大統領誕生など、これまでの流れを変えたい、世の中を刷新したいという機運がみられましたが、平成二十九年もこのような傾向が続くと思われれます。革新の時代を力強く生き抜くためにも、「鶏口となるも牛後となる勿れ」という諺のようにリーダーシップを発揮し、「鶏群の一鶴」となれるよう自らの成長に向かって、まい進する年にしたいものです。

甲府税務署長賞 入選作品紹介

税に関する高校生の作文募集は、次代を担う高校生に税に対する関心を深めて頂くために昭和37年から実施しており、今年は全国1,714校より210,468編の応募がありました。その内、甲府税務署管内20校より2,700編の応募があり、20編が甲府税務署長賞に入選しました。ここでは平成28年11月11日に開催された納税表彰式において、20編の中から代表して発表された作品をご紹介します。



作文を朗読する木盛和美さん

思いやる社会をつくる

山梨学院高等学校 3年 木盛 和美

私の姉は生まれつき障害をもっている。脳性麻痺という病気で、その中でも重い症状なのだそう。体が思うように動かせないため歩くこともできず、車椅子を使い、周囲の人の手を借りながら生活している。そんな姉との生活は不自由なことばかりだった。

私も姉もまだ幼かった頃、家族で出かけるたびに多くの問題に悩まされ

た。それは、大きな段差や整備されていない道、狭くて通れない場所などだ。エレベーターもスロープもなかったときは非常に困った。どうしてもそこを通らなければならぬという時は、父が姉を抱きかかえ、母が車椅子を運ぶというように苦労していたのを今でも思い出す。

しかし、近年はバリアフリー化が進み歩道は全ての人が利用しやすいように整備され、至る所の段差をなくし、さらにエレベーターの数もかなり増えた。これらのバリアフリー化を推進するために政府は、設備をバリアフリーにする際に国から補助金を支給するという政策を行ってきた。この補助金は税金から出されている。つまり、税金のおかげでバリアフリー化が進展しそれに伴い思いやりの精神も広がってきているのだ。

障害者への思いやりの精神がよく現れているものの一つに社会福祉事業が挙げられる。社会福祉事業で最も有名なものといえば老人ホーム

だ。逆にあまり知られていないのが、障害をもつ人たちが働ける施設だ。私の姉もそのような施設に勤めている。これは、障害をもっている人と就職が難しいという問題への対策でもあり、また障害のある人の働きたいという希望を叶えてくれた。

この社会福祉事業における活動費や設備費も税金によって賄われている。日本中に存在する福祉施設や障害のある人たちへのサービスを税金が支えているのだ。しかし、こんなにも税金が役に立っているにも関わらず多くの人が税金に対して良いイメージをもっていない。それは、税金の使い道や実態をよく知らないからだと思う。増税と聞いても国に納めるお金が増えることで自分たちが得るお金が減るため反対する人がいるが、それは間違いだ。周りを見渡してみれば、税金の恩恵を受けていることがきつとわかるはずだ。

これから高齢化社会を生きていく私たちは、税金について深く知り、今まで支えてもらった分、支えていく義務があると思う。だから、目先の利益にばかりとらわれないようにしたい。そして、感謝の気持ちを持ち続ける。それは、互いに「思いやる社会」の実現につながるのではないだろうか。

将来への投資

山梨県立韮崎高等学校 1年 清水 侑希



作文を朗読する清水侑希さん

「税とは有り難いものだ。」
私がこれを思い知ったのは、高校入学の時だ。

私の住んでいる韮崎市では、中学校三年生まで医療費が無償だ。十五年間も医療費が無償なのはとても助かる。少しの風邪でも病院に行けるし、大きな病気の時も困らずに済む。実際私は、右手首リンパ管腫瘍

で三歳の時に入院し、手術を受けた。医療費がもし無償では無かったら、手術代は出せなかったかもしれない。その後の定期検査も考えると、莫大なお金になる。国民の健康のために、税は必要なものだ。

中学校までの教科書の無償化など、義務教育の実施も税が関わっている。義務教育があることにより、家庭の収入に関係なく平等に学校へ通える。義務教育制度により、生まれた境遇に関わらず夢を叶えられる素晴らしい制度だと思う。

だが、これは全て中学校卒業までの話である。現在の私には適用されない。これにより、私の生活は大きく変わった。当たり前が当たり前で無くなったのだ。

例えば医療費だ。私は視力が悪く、眼鏡をかけている。最近また見えにくくなってしまったため、眼科へ行こうと考えた。だが、今年からは診察するのにお金がかかる。そう

思い、未だに眼科へ行っていない。「お金がかかる」という事実によって、病院が少し遠い存在となった。義務教育についても同様である。

教科書や参考書などの学用品や、講義にかかる費用は全て自己負担となるから、中学校とは比べ物にならないほどお金がかかる。授業料は免除だが、それでも負担は大きい。私も当然教科書などを購入したが、これほど高いのかと驚いた。

この二つについて考えただけでも、税によって私たちの生活が支えられていることが分かった。税が無くなってしまおうと、全てを自分ですべてはいけない。自分のために使うお金は無くなるだろう。そうなること、生きていくことは辛いことになってしまふ。

税は何のために必要なのか。私は、自由に生きるためだと考える。医療費や教育費は、夢を叶えるために必要なものだ。夢を叶えることは、自由でいることだと思う。国民一人一人が自分の人生を生きるためには、それなりの費用が必要となる。でも、それを自分でカバーするのは難しい。だから、その費用を国民全員で協力して工面している。そ

う考えると、税の必要性が見えてくるはずだ。

税は労働者に重くのしかかるものだし、生活を圧迫することもあるだろう。私たち高校生の中にも、税を納めたくないと思っている人がいるかもしれない。でも、こう考えることはできないだろうか。

「税とは、将来への投資である。」
自分の行ったことは、全て自分に繋がっているはずだ。



特急あずさ50周年記念イベントと まちなか学園祭に参加して



四菱まちづくり総合研究室

事務局長 吉澤明日香



2016年10月16日、JR東日本八王子支社様からオファーを頂いていた「特急あずさ50周年記念イベント@立川駅」に「よつびし総研」も参加させていただきました。当日は、「よつびし総研」の活動報告とともに、特急あずさの車両内に『おもてなしBOOK3』の拡大版を展示いたしました。私は、ハイカラさんの衣装を着てあずさの車両内で、(株)印傳屋上原勇七様、甲州夢小路様、オリオン・スクエア様のパンフレットを配布しました。あずさの車両は、今のものとは違いクリーム色のレトロな車両で独自の味わいがありました。老若男女問わず乗車されたお客様は車両内の「よつびし総研」の展示を見てくださいました。

お客様に話しかけると「甲府っていろんなお店があるんだね。」「今度行ってみます。」という嬉しい答えをいただきました。しかし、お話しについて「甲府のまちを訪れる機会がない」という方がとても多かったです。特急あずさ50周年記念イベントを通じて私自身が、「よつびし総研」に入るまでお店を知らなかったのでも、県外の方が甲府のことを知らないのは当たり前だと思いました。そして、学生目線で取材した『おもてなしBOOK』を通じて甲府の魅力を知っていただきたいと改めて感じました。

11月12日には、甲府市シテイプロモーション課様主催の「まちなか学園祭」に参加しました。「よつびし

総研」は「ふらつとまちなかcafe」を企画し、「おしゃれな午後を甲府で」をコンセプトに、甲府のまちなかで1日限定のカフェを出店しました。他にも、ジュエリー、アクセサリーのワークショップや山梨県立大学のアコースティックギターなどの音楽ライブを同時開催いたしました。イベントの中で私はワークショップを担当しました。子どもだけではなくお母さんも一緒に参加していただいたので子育ての話なども聞くことができました。また、学生やお子さんを連れられた若いご夫婦など様々な世代の方々と交流することが出来ました。コーヒーマスターは寺崎コーヒーマスター、クッキーは早川ベーカリー様にご提供していただきました。今回のイベントで私たちがおすすめるお店の食材を多くのお客さんに味わっていただくことができたのではないかと思います。学生の手で地域のお店を紹介し、そのお店に足を運んでいただくということは、私が「よつびし総研」の活動をする上で一番大事にしてきたことです。情報を知っていただくことで興味を持っていただき、実際に足を運んでいた



まちなか学園祭

だくというサイクルが、地域を活性化する一番効率的な方法ではないかと考えています。

最後に、3年間とても楽しく仲間と活動ができたことを誇りに思います。次期代表の杉田竜也君、事務局の小林萌奈さん、会計部長の気賀澤望さんをはじめとする後輩スタッフにはこれからも甲府の魅力を県内外に発信して楽しく活動してほしいと思います。今後とも、ご指導、ご鞭撻のほどよろしく願います。

(山梨県立大学国際政策学部
国際コミュニケーション学科三年)

甲府税務署からのお知らせ

番号の記載と本人確認

平成28年1月からマイナンバー制度がスタートしました。所得税の確定申告書については平成28年分から、法人税については平成28年1月1日以降に開始する事業年度の申告書から、消費税については平成28年1月1日以降に開始する課税期間の申告書から、個人番号・法人番号を記載していただくこととなります。

申告書や申請書、納税証明書交付請求書を提出される際は、**マイナンバー（個人番号）の記載**と併せて**本人確認書類の提示又はその写しの提出**も必要です。マイナンバー制度における**本人確認書類**とは、**運転免許証等の身元確認書類と、マイナンバーが記載されている通知カード等の番号確認書類の両方が必要となります**ので、御留意願います。

国税局及び税務署においては、マイナンバーの記載や本人確認方法等の広報・周知を行ってまいりますが、皆様におかれましても、社会保障・税番号制度導入の趣旨を御理解いただきますようお願いいたします。

詐欺にご注意を!!!

内閣府のマイナンバー総合フリーダイヤルなどに対し、マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報を取得しようとするマイナンバー詐欺に関する情報が寄せられています。

相談事例の紹介

- 市役所の職員を名乗る者が訪問し、「市役所から来た。マイナンバーカードにお金が掛かる」などと言われ、マイナンバーカードの登録など手数料を名目にお金をだまし取られた。
- 携帯電話に「あなたの個人情報が漏れいしている」「マイナンバー情報が漏れると住民票の異動、銀行口座の開設など簡単に行われてしまう」などと記載されたメールが届き、個人情報の削除費用などとして電子マネーを購入するよう指示され、その電子マネーをだまし取られた。

マイナンバーの通知や利用などの手続で、**国や自治体の職員が口座番号や口座の暗証番号、資産の情報、家族構成などの個人情報を聞くことはありません。また、金銭を要求することはありません**ので、御注意ください。

皆様におかれましては、このような詐欺の被害が発生していることについてご留意いただくとともに、ご家族や従業員の方など、周りの方が同様の被害に合わないようにご配慮いただきますよう、よろしく願いいたします。

不審な電話を受けた際の相談窓口

- 不審な電話はすぐに切る、不審なメールは無視することとし、警察の相談専用電話「#9110」へ連絡するか、最寄りの警察署まで御相談ください。
- 不審な電話やメールに対する相談窓口としては、警察の相談専用電話のほか、消費者ホットラインも設置されています。消費者ホットラインの電話番号は、「188」です。
「いやや!」と覚えてください。

お知らせ

税務署へ提出する申告書や申請書等には

マイナンバーの記載が必要です!!



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、

申告手続などには

マイナンバーの
123... 記載

+

本人確認書類の
提示又は写しの添付

が必要です!



本人確認書類



マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。



マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

ご本人のマイナンバーを確認できる書類

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限りです。)

などのうちいずれか1つ

+

身元確認書類

記載したマイナンバーの
持ち主であることを確認できる書類

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード

などのうちいずれか1つ

マイナンバーカードの取得方法等について

マイナンバーカードの申請方法、受取方法等については、内閣官房ホームページ「マイナンバー 社会保障・税番号制度」をご覧ください。

ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

内閣官房 マイナンバー

マイナンバーカードに係るICカードリーダライタの設定、対応機種、パソコン設定などについては、公的個人認証サービスのホームページをご覧ください。

ホームページ

https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html

公的個人認証サービス ICカードリーダライタのご用意

国税に関するマイナンバー制度の最新情報

最新情報は、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度(マイナンバー)」をご覧ください。

ホームページ

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

国税庁 マイナンバー

マイナンバーカードの
申請はお済みですか?

マイナンバーカードを
申請されて、受取を
忘れていませんか?



マイナンバー
カードって?

マイナンバーの提示と
本人確認が、これ一枚で
完了できます!

平成29年7月から始まる
「マイナポータル」に
ログインできます! *1

住民票の写しや
印鑑証明書を
コンビニで取得できます! *2



*1 詳しくは、内閣官房のホームページをご覧ください。 *2 お住まいの市区町村によってサービスの内容が異なる場合があります。

内閣官房・内閣府・国税庁



マイナンバーカードで e-Taxが利用できます!!

① マイナンバーカード



② ICカードリーダー



国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した所得税申告書などは、ご自宅などのパソコンから**①及び②**を利用して、e-Taxにより送信することができます。

※e-Taxの利用に際しては、次の「事前準備」が必要です。

- ① e-Taxが利用できるパソコンの用意、② 開始届出書の提出、③ 電子証明書の取得(マイナンバーカードには、標準的に組み込まれています。)、④ e-Taxへの登録、⑤ ICカードリーダーの用意など。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日 8時30分～24時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※確定申告期間中は、原則として24時間(土日祝日を含みます。)となります。

e-Taxの利用に当たっての電話によるお問合せ先

- e-Taxの利用開始のための手続、e-Taxソフト、確定申告書等作成コーナーの操作など(税務相談を除く。)のご質問は、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクにお問合せください。

e-Tax・作成コーナー
ヘルプデスク

TEL.0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)

月曜日～金曜日:9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※確定申告期間中は、原則として月曜日～金曜日の9時～20時となります。

※受付時間は変更される場合がありますので、e-Taxホームページでご確認ください。

- マイナンバーカードに係るICカードリーダーの設定、対応機種、パソコン設定などのご質問は、マイナンバー総合フリーダイヤルにお問合せください。

※マイナンバーカードに対応したICカードリーダーは、公的個人認証サービスのホームページでご確認ください。

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

(音声ガイダンスに従って1番を選択してください。)

月曜日～金曜日:9時30分～20時/土日祝:9時30分～17時30分
(12月29日～1月3日を除きます。)

※受付時間は変更される場合がありますので、内閣官房のホームページでご確認ください。

ご質問の内容により
お問合せ先が、異なります。



内閣官房・内閣府・国税庁

法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の 税制改正について

山 梨 県

平成27年度税制改正の概要

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用となります。

1 法人県民税(均等割)の税率区分の基準となる「資本金等の額」の改正

均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」について、無償増減資等を行った場合は調整後の金額とし^(※)、かつ、その「資本金等の額」は「資本金と資本準備金の合算額」が下限となります。

(※)株主総会議事録や株主資本等変動計算書など、無償増減資等を行ったことを証する書類の添付が必要です。

2 外形標準課税法人(資本金1億円超の法人)にかかる改正

(1)法人事業税と地方法人特別税の税率改正

外形標準課税法人に係る法人事業税の所得割の税率を引き下げるとともに、外形標準課税(付加価値割、資本割)と地方法人特別税の税率を2年間で段階的に引き上げることとしました。

税率については
次のページを
ご覧ください

(2)法人事業税に係る経過措置

法人税における所得拡大促進税制と同様の要件を満たす場合に付加価値割から一定額を控除します。また、付加価値額が40億円未満の場合に新税率適用により増加する事業税の負担分を最大2分の1軽減します。

(3)法人事業税(資本割)の課税標準となる「資本金等の額」の改正

資本割の課税標準となる「資本金等の額」については、前述の法人県民税(均等割)における税率区分の基準と同様に「資本金と資本準備金の合算額」が下限となります。

平成28年度税制改正の概要

平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用となります。

1 外形標準課税法人(資本金1億円超の法人)にかかる改正

(1)法人事業税と地方法人特別税の税率改正

外形標準課税法人に係る法人事業税の所得割の税率を引き下げるとともに、外形標準課税(付加価値割、資本割)と地方法人特別税の税率を引き上げることとしました。

税率については
次のページを
ご覧ください

(2)法人事業税に係る負担変動の軽減措置

付加価値額が40億円未満の場合に新税率適用により増加する事業税の負担分を最大4分の3軽減します。

2 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設

法人税の青色申告を提出する法人が、地域再生法の認定地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合、その10%を法人事業税から、5%を法人県民税法人税割からそれぞれ税額控除できます。(税額の20%が上限)

(※)認定地方公共団体が寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類(受領証)の写しの添付が必要です。

お問い合わせ先

- 山梨県総務部税務課 課税担当 TEL 055-223-1387
- 山梨県総合県税事務所 事業税課 法人担当 TEL 055-261-9116

税率表 [平成28年度税制改正後]

【山梨県】

1 法人県民税均等割の税率

区分	税率
資本金等の額が50億円を超える法人	年額 840,000円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	年額 567,000円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	年額 136,500円
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人	年額 52,500円
上記以外の法人等	年額 21,000円

- 資本金等の額とは、法人税法第2条第16号又は同条第17号の2に規定する額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額として政令で定めるところにより算定した金額）をいいます。ただし、無償増資、無償減資等を行った場合は、調整後の金額となります。その場合、株主総会議事録や株主資本変動計算書など、無償増減資を行ったことを証する書類の添付が必要です。
- 上記資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は、当該合計額が法人の資本金等の額となります。
- 上記均等割の税率は、1年に満たないときは、事務所、事業所、寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定（月割計算）してください。

2 法人県民税法人税割の税率

区分	税率			
	H26年9月30日以前に開始する事業年度分	H26年10月1日からH27年3月31日までに開始する事業年度分	H27年4月1日からH28年3月31日までに開始する事業年度分	H28年4月1日からH31年9月30日までに開始する事業年度分
下記以外の法人	5.8%	4.0%		
○ 資本金の額又は出資金の額が1億円の法人で、				
従業員総数（山梨県以外の従業員を含む）が300人を超える場合	5.8%	4.0%		
従業員総数（山梨県以外の従業員を含む）が300人以下の場合	5.0%	3.2%		
○ 資本金の額又は出資金の額が1億円未満の法人				
○ 資本又は出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く）	5.0%	3.2%		
○ 法人でない社団や財団で代表者や管理人の定めがあり、収益事業を行うもの				
○ 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人				

- 平成22年9月30日以前に解散した法人にかかる税率については、別途、山梨県総合県税事務所までお問い合わせください。

3 法人事業税の税率

区分	法人の種類	所得等の区分	税率				
			H26年9月30日以前に開始する事業年度分	H26年10月1日からH27年3月31日までに開始する事業年度分	H27年4月1日からH28年3月31日までに開始する事業年度分	H28年4月1日からH31年9月30日までに開始する事業年度分	
① 所得金額課税法人（②及び③以外の法人）	普通法人、公益法人等、人格のない社団等	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%	3.4%			
		所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	4.0%	5.1%			
		所得のうち年800万円を超える金額	5.3%	6.7%			
		軽減税率不適用法人（※）	5.3%	6.7%			
	特別法人（農業協同組合、信用金庫、医療法人等）	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%	3.4%			
		所得のうち年400万円を超える金額	3.6%	4.6%			
		軽減税率不適用法人（※）	3.6%	4.6%			
② 収入金額課税法人	電気供給業、ガス供給業、保険業	収入金額	0.7%	0.9%			
③ 外形標準課税法人	各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人（一般社団・財団法人、投資法人及び特定目的会社を除く）	所得割	年400万円以下の所得	1.5%	2.2%	1.6%	0.3%
			年400万円を超え800万円以下の所得	2.2%	3.2%	2.3%	0.5%
			年800万円を超える所得	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%
			軽減税率不適用法人（※）	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%
		付加価値割	付加価値額	0.48%		0.72%	1.20%
		資本割	資本金等の額	0.2%		0.3%	0.5%

- 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行い、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。
- 平成27年4月1日以後に開始する事業年度の外形標準課税法人の資本割については、資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は、当該合計額が課税標準となります。
- ①、③の法人で、事業年度が1年に満たない場合の所得等の区分については、上記該当所得金額に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して算定（月割計算）してください。また、2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の上記の所得は、関係都道府県に分割される前の所得です。
- 平成22年9月30日以前に解散した法人、特定信託の受託者である信託業を行う法人にかかる税率については、別途、山梨県総合県税事務所までお問い合わせください。

4 地方法人特別税の税率

区分	税率			
	H26年9月30日以前に開始する事業年度分	H26年10月1日からH27年3月31日までに開始する事業年度分	H27年4月1日からH28年3月31日までに開始する事業年度分	H28年4月1日からH31年9月30日までに開始する事業年度分
① 所得金額課税法人にあつては、法人事業税所得割額の	81.0%	43.2%		
② 収入金額課税法人にあつては、法人事業税収入割額の	81.0%	43.2%		
③ 外形標準課税法人にあつては、法人事業税所得割額の	148.0%	67.4%	93.5%	414.2%



正

顧問

櫻井 洋 山梨トヨタ自動車(株)
堀内 正司 東京地方税理士会甲府支部

理事

会長

芦澤 敏久 (株)山梨中央銀行

副会長

丸茂 紀彦 (株)マルモ
高野孫左エ門 (株)吉字屋本店
中村己喜雄 (株)中村建設
佐々木宏明 山梨トヨタ自動車(株)
高野 三雄 山梨交通(株)

常任理事

大木 勝志 (株)オオキ
志村 昌彦 (株)山梨文化会館
窪田 広宣 (株)窪田商会
西川 一也 穴水(株)
坂本 力 甲府信用金庫
戸栗 敏 (有)戸栗製材所
輿水 順彦 (株)清里給油所
内田 博 (株)内田印刷所
小林 幸夫 小林ニットウエア(株)
長坂 茂 (有)長坂百貨店
新津 正彦 新津建設(株)
岸本 良三 敷島金属工業(株)
篠原 義明 篠原貿易(株)
望月 英雄 (株)サンキョー
坂本 政彦 (株)坂本建運
田中 雅承 (株)カルク
川村 文彦 (株)テレビ山梨

田中 好輔 甲斐日産自動車(株)
荻野 寛二 (株)オギノ
小田切 寛 山興(株)
三枝 正彦 (株)ダイアート三枝
藤本 寛 (有)藤本運送
小野 光一 金精軒製菓(株)
上原 重樹 (株)印傳屋上原勇七
氏原 勲 (株)八光
金井 彰彦 宏和建設(株)
太田 丈三 太田工業(株)
三井 正樹 (有)大泉タクシー
小澤 昭二 小沢木工(株)
中澤 厚男 (株)談露館
古守 康直 古守工業(株)
小林 重夫 (株)小林商会
笹本 森雄 (株)常磐ホテル
井上 善展 (株)イノウエ
山寺英一郎 井筒屋醤油(株)
飯島 忠 (株)湊與
齊藤 基樹 浅川熱処理(株)
飯田 八朗 (有)飯田建材
小林 成光 (株)コバヤシ
秋山 勉 (株)ホテル舟山
河西 秀史 (株)河西金属商事
松葉 惇 (株)石友
依田 訓彦 (株)少國民社
齋藤 忠文 龍王産業(株)
清水 修一 協和産業(株)
笠井 健夫 (株)峡南堂印刷所
湯沢 基 湯沢工業(株)
井上 重良 (協)国母工業団地工業会

長谷川正一郎 長谷川醸造(株)
小澤 博音 (有)川音運輸
中込 功 ナカゴミ(株)
宮川 武 (株)甲斐延
岩下 達也 北杜タクシー(株)
山中 広雄 (株)旅工房
櫻本 進 (株)櫻本鉄工
小澤 一正 アジア燃料(株)
赤野 玉明 (株)アズマ工機
清水 新司 清水工業(株)
小松 茂仁 (株)小笠園
早野 正泰 (株)早野組
寺井 英仁 寺井木材(株)
岩下 和彦 昭和産業(株)
東原 記守 (有)菱和産商
相原 紀幸 (有)相原産商
深澤由美子 熊野屋物産(株)
梅本 実 丸山梨製パン(株)
丸山 正和 (株)コーシン
丹沢 始 (株)丹沢電機

賀

監事

相談役

長坂 正己 (株)角石商会
石川 眞一
小林 茂
渡邊 富平 琢美繊維(株)
清水 七六
塚原 敏夫 (株)澤田屋
飯島正二郎 (株)甲陽木工製作所
中澤 恵 中沢建設(株)

専務理事

事務局職員一同

大石 俊夫 公益社団法人甲府法人会
横山 益造 横山商事(株)
竹井 清八 山梨北開発興業(株)
小澤 照彦 (株)合同タクシー
長田 眞也 (有)山梨薬局
上原 勇七 (株)印傳屋上原勇七
小林 修 (株)フジヤ
高野 嶺二 (株)高野貴金属
望月健二郎 大栄設備(株)
豊前多津美 豊前医化(株)
武田 與信 (株)テンヨ武田
齊藤 康弘 (有)イゲト齊藤商事
飯島 覚 (株)イジマガラスサッシセンター
伊藤 重忠 (株)伊藤物産
厚見 貞夫 山梨化学工業(株)
水上源太郎 (株)大統
石原 行彦 (株)甲斐興運
細窪 克己 タイヨー産業(有)
金丸 康信 (株)テレビ山梨
五味 和男 (有)新世自動車整備工場
佐々木弘勇 (株)ササキ
飯島 敏子 (株)甲陽木工製作所



『税の無料相談会』開催のお知らせ

法人会では、東京地方税理士会甲府支部所属の税理士にご協力いただき「税の無料相談会」を開催いたします。

まもなく開始される確定申告や法人税・所得税・相続税・贈与税・消費税のご相談など、税について何でもお気軽にご相談ください。

個別相談となりますので、事前にお申し込みが必要となります。お申し込みの方は下記連絡先までご連絡ください。

日時…平成29年2月20日（月）

午後1時30分から順次

場所…甲府法人会館（甲府市中央4-12-21）

連絡先…法人会事務局

電話…055-237-7774 FAX…055-237-7790

メールアドレス…yamanaho@cc.mbn.or.jp

担当職員…長坂までお問合せください。

●ご連絡をお待ちしております。

新入会員紹介 ご入会ありがとうございます（平成28年11月～12月）

（順不同・敬称略）

正会員 法人名	所在地	支部名
株式会社 協栄住建	中央市布施	田富支部
有限会社 加賀美塗装店	南アルプス市落合	甲西支部
株式会社 山孝土木	南アルプス市東南湖	甲西支部
有限会社 J. P. 渡邊商會	甲府市大里町	大里・大国支部
株式会社 コミヤマ	甲府市砂田町	里垣・甲運支部
株式会社 協同	甲府市中小河原	山城支部
株式会社 Atelier TAKA	甲斐市龍地	双葉支部
賛助会員 事業所名	所在地	支部名
小笠原税理士事務所	甲府市宝	穴切支部
A・I企画	甲府市富竹	貢川支部
岩波好美	甲府市山宮町	千塚・羽黒・千代田支部
井富初美	甲斐市篠原	竜王支部

研修会予定

●新設法人説明会

三月 十七日 甲府法人会館

【研修内容】

- 設立にともなう手続きと税金の申告・納税について
- 日常の取引に係る法人税法上の取扱いについて
- 源泉徴収事務について

●決算法人説明会

二月 十四日 東京エレクトロン 蕨崎文化ホール

二月 十五日 山梨県自治会館

二月 十七日 山梨県流通センター

三月 十六日 山梨県自治会館

【研修内容】

- 決算の留意点について
- 消費税について
- 源泉徴収事務について

●法人税申告書の作成セミナー

三月 七日 アピオ甲府

【研修内容】

- 決算と申告事務の流れ
- 会計上の利益と所得金額
- 所得金額と法人税額の計算の概要
- 税務調整
- 法人税確定申告書の構成
- 法人税確定申告書の仕組み
- 別表四と別表五（一）の関係
- 租税公課の経理処理と別表四と別表五の調理

お知らせ

表紙の写真の募集について

甲府法人会では、『甲府法人会たより』の表紙に使用する写真のご提供を募集いたしております。

ご提供いただける募集対象の方は甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、北杜市、中央市、昭和町に所在する事業所にご勤務の方、または在住されている

方とさせていただきます。

詳細につきましては甲府法人会事務局

（電話 055-237-7774）

（FAX 055-237-7790）

（メールアドレス info@kofu-hojinkai.jp）

担当職員名執までお問合せください。

ご連絡をお待ちしております。

発行所

公益社団法人甲府法人会

広報委員長 長坂 茂

甲府市中央四丁目十二番二十号

TEL 〇五五-二三七-七七七四

株式会社 少國民社

印刷所

平成二十九年一月十九日

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や
納税、申請・届出などの
手続きがインターネットで行えます。



電子申告で
効率UP!



納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

【所得税など個人の確定申告書を作成される方へ】

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すれば、
自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。ご自宅等からe-Taxで送信すれば、
本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。



所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中はe-Taxが24時間利用[※]できます。

※メンテナンス時間を除きます。

e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期間から5年間、
税務署から書類の提出又は提示を求められる
ことがあります。



法人会

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp